

○経済産業省告示第八号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和二年政令第二百二十三号)により指定された令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和二年七月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志  
環境大臣 小泉進次郎

|   |  |                                   |
|---|--|-----------------------------------|
| <p>特定権利利益</p> <p>フロンの類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第五十条第一項の規定による許可であつて、同法第五十二条第一項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその効力を失うもの</p> | <p>対象者</p> <p>令和二年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)が適用された同法第一百八条に規定する災害発生市町村の区域に事業所を有する者</p> | <p>延長後の満了日</p> <p>令和二年十二月二十八日</p> |
| <p>フロンの類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十条第三項の規定による許可であつて、同法第六十五条第一項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその効力を失うもの</p>               |  |                                   |
| <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその効力を失うもの</p>                           |  |                                   |
| <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその効力を失うもの</p>                           |  |                                   |
| <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく許可であつて、同条第二項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその効力を失うもの</p>                           |  |                                   |

使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその効力を失うもの